

「自動車の燃費性能の公表等に関する制度(仮称)」(案) 概要

(1) 目的

一般消費者に対し、自動車の燃費性能に関する情報を広く公表するとともに、低燃費車であるか否かを一般消費者が容易に識別できる制度を導入することにより、自動車の燃費性能及びその性能向上に関する関心と理解を深め、一般消費者の選択の便を図り低燃費車の普及に資する。

(2) 燃費性能の公表の実施

公表種別

道路運送車両法第75条第1項によりその型式について指定を受けた自動車を対象に、以下の1.から3.の種別ごとに公表するものとする。

1. 燃費基準値+5%以上を達成している自動車(燃費基準+5%達成車)
2. 燃費基準値を達成している自動車(上記1.の自動車を除く。)(燃費基準達成車)
3. 上記1.及び2.以外の自動車

公表内容

- ・車名及び型式
- ・原動機の型式及び総排気量
- ・変速機の型式及び変速段数
- ・燃料供給装置の型式
- ・燃料消費率(型式指定の審査における燃料消費率)
- ・車両重量
- ・車両総重量(貨物自動車に限る。)
- ・主要燃費向上対策
- ・主要排出ガス対策
- ・その他

公表方法

- ・インターネット
- ・冊子 等

(3) 燃費性能の識別の実施

識別方法

低燃費車(上記(2) 1.及び2.の型式指定車)に該当する自動車の車体に、低燃費車である旨を表示するステッカーを貼付する等一般消費者が容易に識別可能な方法により、低燃費車であることを認識できるようにする。

識別種類

「燃費基準達成車」「燃費基準 + 5 %達成車」の2種類とする。

(4) スケジュール

・平成16年1月下旬頃の実施を予定。